

## 特 記 仕 様 書

### 第 1 条 「工事監理連絡会」の目的

本工事は、工事着手前に当該工事の工事請負業者、その設計を担当したコンサルタント等及び発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事監理連絡会」を設置し、当該工事に関し必要な設計変更の内容の確定、その実施者、負担者を明確にするものである。

### 第 2 条 開催

「工事監理連絡会」は、施工業者が発注者へ施工計画書を提出する前に実施するものとし、発注者に「工事監理連絡会」の開催を要請する。また、工事着手後に問題等が発生した場合にも発注者と協議のうえ開催を要請する。

### 第 3 条 出席者

施工業者は、「工事監理連絡会」に現場代理人及び監理技術者の 2 名の出席を標準とする。

### 第 4 条 協議内容

「工事監理連絡会」では、契約図書である設計図等と現場の整合性、設計意図を確認したうえで、当該工事に関し必要な設計変更の内容を確定するとともに、その設計図等の修正実施者及び費用負担者を調整・決定するものとする。

2 工事請負業者は、別添「設計図書の照査ガイドライン」により設計照査等を実施し、監督職員に確認できる資料及び質問書を書面により提出し、確認を求めることができる。「設計図書の照査ガイドライン」にない工種は、本ガイドラインに準拠できるものがあれば、発注者と協議し運用できるものとする。

3 工事請負業者は、発注者及びコンサルタント等に施工計画について説明を行う。

### 第 5 条 報告書

協議結果については、工事請負業者が報告書にまとめ発注者に提出するものとする。

### 第 6 条 コンサルタント等への費用

発注者が指示するコンサルタント等には、「工事監理連絡会」の打合せ費用として、業務価格に計上してある金額を開催後速やかに支払うものとする。